

庁議付議事案書

開催・令和7年3月6日

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子			
件 名	令和6年度東大和市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱について					
関係規則	区分 1 審議事項 <input checked="" type="radio"/> 2 報告事項					
事項	東大和市補助金等交付規則					
<p>1 要 旨</p> <p>市内保育施設が児童への性被害防止対策を図るために行う子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラ等の設備の購入や更新を支援することを目的に必要とする事項を定める。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、認証保育所、一時預かり事業、延長保育事業所、病児保育事業、認可外保育施設、地域子育て支援拠点施設</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>児童に対する性被害防止に寄与することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和7年2月補正予算（第5号補正）で予算計上済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告後、速やかに事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。